

東員町予定価格事前公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東員町における入札・契約について、入札・契約に関する情報を広く公開し、入札制度の競争性、透明性及び公平性をより向上させるため、予定価格の事前公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「予定価格」とは東員町財務規則（昭和63年東員町規則第11号）第127条の規定に基づき定められた価格をいう。

2 この要領において、「事前公表」とは入札前に入札参加希望者、指名業者及び住民に対し公表することをいう。

(事前公表の対象)

第3条 予定価格を事前公表する対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、土木工事に係る測量・設計・調査業務委託及び地籍調査事業の業務委託を競争入札に付するものとし、建設工事については、設計金額が130万円以上の案件とし、土木工事に係る測量・設計・調査業務委託及び地籍調査事業の業務委託については、設計金額が50万円以上の案件とする。ただし、町長が事前公表を行うことが適当でないとする案件を除く。

(事前公表する内容)

第4条 事前公表する内容は次のとおりとする。

- (1) 番号
- (2) 件名
- (3) 入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額。）
- (4) 入札日

(事前公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、町長が次の方法により行う。

- (1) 一般競争入札については、公告（東員町条件付一般競争入札実施要綱第3条）へ記載する。
- (2) 指名競争入札については、指名競争入札通知書（東員町財務規則第138条）へ記載するとともに、町が設置する閲覧場所での書面（以下「予定価格書」（様式1）という。）での閲覧をする。

(事前公表の時期)

第6条 予定価格を事前公表する時期は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札にあつては公告の時とする。
- (2) 指名競争入札にあつては指名通知の時とする。

(閲覧の期間)

第7条 予定価格の事前公表の期間は、当該案件の契約日までとする。

(予定価格書の閲覧日時等)

第8条 予定価格書を閲覧に供する日は、東員町の休日を定める条例（平成元年東員町条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧の条件)

第9条 予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

- 2 予定価格書を汚損又は毀損してはならない。
- 3 予定価格書の複写等の便宜供与は行わない。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

(入札の回数)

第10条 予定価格を事前公表した場合の入札回数は1回とし、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度入札は行わないものとする。

(予定価格を上回る入札の取扱)

第11条 入札参加者が予定価格を上回る金額で入札した場合、当該入札は無効とする。

(工事費内訳書・委託費内訳書の提出)

第12条 予定価格を事前公表した場合は、入札時に入札参加者に対して、工事費内訳書又は委託費内訳書の提出を求め、審査することができる。

- 2 前項の規定により工事費内訳書又は委託費内訳書の提出を求められたにもかかわらず、提出しない者がした入札は、これを無効とする。
- 3 第1項の規定により審査した結果、内容に不備等がある工事費内訳書又は委託費内訳書を提出した者がした入札は、これを無効とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表を実施するにあたり必要となる事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
(東員町予定価格事前公表試行要領の廃止)
- 2 東員町予定価格事前公表試行要領（平成16年10月29日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

予 定 価 格 書

1 番 号

2 件 名

3 入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額。）

4 入 札 日